

書證四〇一-B (五五)

合衆國の對外關係一日本一九三一年一一九四一年 (昭和六年一十六年)

第二卷一八四一—一八五頁より抜萃

七六二・九四 五一九 電報

國務長官宛駐蘇大使 (スタインハルト) 電報 (要旨)

昭和十六年四月十一日午後五時モスコイ發電

(午後九時五十分受信)

第七三八號本日午後本殿ハ松岡ヲ訪問シ四月八日同人ト會談セル件ニ關シ其會談ニ於テ同人ノ述べタル處ヲ本殿ガ認メタル記録ヨリ次ノ抄録ヲ同人ニ詢ミ置カセタイ

- (一) 松岡氏ハ柏林ニ對シテモ將又羅馬ニ對シテモ何等言明シタルコトナシ
- (二) 日本ノ三國同盟ニ加入セル理由ハ平和保持ニアリ
- (三) 日本ハ合衆國トノ關係ニ突入スベキ義務ヲ負擔セズ但シ合衆國ガ對逸ニ對

- シ宣戦ヲ布告スル場合ニ於テハ事情又異ナル可能性アリ
- (四) 日本閣大臣(譯者註 松岡外相ヲ指ス)ハ獨逸ガ合衆國ニ對シ宣戦ヲ布告スルモノトハ思料セズ、然シ乍ラ萬一期ル行爲ノ行ハレタル場合ハ大臣ハ合衆國ガ日本ノ其ノ立場ヲ問ラカニスル迄ハ大平洋ニ於テ行動ニ出デザラシコトヲ望ム
- (五) 三國同盟ニ依ル日本ノ義務ハ政府ニヨリ遵守ザルベシ
- (六) リットベントロツプ及ヒットラー二兩名ハ共ニ大臣ニ對シ戦争ノ範圍ハ局限セラルベキコトガ彼等兩名ノ希望ナルコトヲ表明シ又合衆國ガ戦争ニ捲キ込まル、ガ如キハ其ノ望ム處ニ非ル旨述ベタリ
- (七) リットベントロツプ及ヒットラーハ大臣ニ對シ大臣ガ日本ノ反米運動ヲ阻止スル方策ヲ講ゼラレンコトヲ提案セリ
- (八) 三者ハ何レモ平和希求ノ意ヲ表明セリ
- (九) ヒットラーノ大臣ニ對スル個人的印象ハ甚好ナリキ
- (十) リットベントロツプハ英國ノ戦争振ヲ賞讃セリ
- (十一) ヒットラーハ必要生ズル限り英本土侵略ヲ企圖セザルベシ、何トナレバ

ヒツトラ一ハ英國ニ對シ空軍ト潜水艦ノ活躍ニ依リ勝利ヲ收ムルモノ、予
期セルガ故ナリ。

(三)松岡氏ハ英國ガ伊太利及獨逸ノ兩國間ニ戰ヲ打チ込ミ得ル如何ナル可共性
ヲモ認メ得ザリキ、伊太利ハ既ニ大イニ獨逸支配下ニアルガ故ナリ。

(四)露西亞ノ要求ハ餘リニ過重ニシテ爲メニ松岡氏ハ露西亞トノ交渉ヲ一
歩モ進辱セシメ得ザリキ。

(五)合衆國ハ蘇聯邦ニ對シ無關心タリ得ベシ、然シ乍ラ日本トシテハ協調ヲ必
ズグルカ紛糾状態ニ陥ルカノ外ナシ。

(六)大臣ハ支那ニ於ル戰爭ノ終局ヲ希望シ且ロローズヴェルト大統領ハ蔣介石將
軍ガ正義ニシテ光榮アル和平ヲ拒否セバ自今合衆國ノ援助ヲ得ラザルベシ
ト通告スルコトニ依リ終局ヲ招來セシメ得ベシト提議セリ

(七)大臣ハローズヴェルト大統領及國務長官ガ大臣ヲ信賴セラレンコトヲ希
ムベシ

松岡ハ本職ガ各申條ヲ重トシ毎ニ明白ニ之ヲ承認セリ。唯第三項、第八項、
第十項、第十五項ヲ諒トゲタル時ハ口ヲ決ミ次ノ如ク之ヲ敷衍セリ。即チ

(イ) 第三項ニ於テ松岡氏ハ其ノ所見トシテ日本ハ三國同盟ニ依リ、合衆國カ獨逸ニ宣戰セバ合衆國ト戰爭セザルヲ得ザルベシ、唯日本ハ先ヅ獨逸ト此點ニツキ協議スベシト語リ

(ロ) 第八項ニ於テハ大臣ハ我等三名ハ和平ヲ求メテ意ヲ表明セリト雖モリツベントロツプ及ヒットラーハ予ヲシテ現在ニ於テハ平和克服ノ可能性無キヲ想ハシメ又ヒットラーハ英國ヲ征服スルニ非レバ平和無シト屢々強調セル旨語レリ

(ハ) 第十項ニ於テハ同人ハリツベントロツプガ松岡ニ語レル、リツベントロツプノ意見トシテ現下ノ英國ハ開戰當時ヨリ強固ナル防衛態勢ニアル旨附言セリ

(ニ) 第十五項ニ於テハ同人ハ曩ニ同人ガ述べタル所ヲ敷衍シ中日間ノ和平ハ兩國ノ直接交渉ニ依リテノミテラサルベク仲介者ノ介在ハ日本朝野ノ容認セザル處ナルベシト語レリ。

スタインハルト

257401-B (35)

Not used

書證四〇一-B (五五)

合衆國の對外關係—日本一九三一年—一九四一年 (昭和六年—十六年)

第二卷一八四—一八五頁より抜萃

七六二・九四 五一九 電報

國務長官宛駐蘇大使 (スタインハルト) 電報 (要旨)

昭和十六年四月十一日午後五時モスコイ發電

(午後九時五十分受信)

第七三八號本日午後本職ハ松岡ヲ訪問シ四月八日同人ト會談セル件ニ關シ其會談ニ於テ同人ノ述べタル處ヲ本職ガ認メタル記録ヨリ次ノ持録ヲ同人ニ對シミ呈カセタイ

- (一) 松岡氏ハ柏林ニ對シテモ將又羅馬ニ對シテモ何等言明シタルコトナシ
- (二) 日本ノ三國同盟ニ加入セル理由ハ平和保持ニアリ
- (三) 日本ハ合衆國トノ關係ニ突入スベキ義務ヲ負擔セズ但シ合衆國ガ獨逸ニ對

7

シ宣戦ヲ布告スル場合ニ於テハ事情又異ナル可能性アリ

(四) 日本國大臣(譯者註 松岡外相ヲ指ス)ハ獨逸ガ合衆國ニ對シ宣戦ヲ布告スルモノトハ思料セズ、然シ乍ラ萬一期ル行爲ノ行ハレタル場合ハ大臣ハ合衆國ガ日本ノ其ノ立場ヲ固ラカニスル迄ハ大平洋ニ於テ行動ニ出デザラシコトヲ望ム

(五) 三國同盟ニ依ル日本ノ義務ハ政府ニヨリ遵守ザルベシ

(六) リツベントロツプ及ヒットラー兩名ハ共ニ大臣ニ對シ戰爭ノ範圍ハ局限セラルベキコトガ彼等兩名ノ希望ナルコトヲ表明シ又合衆國ガ戰爭ニ捲キ込マル、ガ如キハ其ノ望ム處ニ非ル旨述ベタリ

(七) リツベントロツプ及ヒットラーハ大臣ニ對シ大臣ガ日本ノ反米運動ヲ阻止スル方策ヲ講ゼラレンコトヲ提案セリ

(八) 三者ハ何レモ平和希求ノ意ヲ表明セリ

(九) ヒットラーノ大臣ニ對スル個人的印象ハ甚好ナリキ

(十) リツベントロツプハ英國ノ戰爭振ヲ賞讃セリ

(十一) ヒットラーハ必要生ゼザル限り英本土侵略ヲ企圖セザルベシ、何トナレバ

ヒットラーハ英國ニ對シ空軍ト潜水艦ノ活躍ニ依リ勝利ヲ收ムルモノ、予
期セルガ故ナリ。

(三) 松岡氏ハ英國ガ伊太利及獨逸ノ兩國間ニ代ヲ打チ込ミ得ル如何ナル可共性
ヲモ認メ得ザリキ、伊太利ハ既ニ大イニ獨逸支配下ニアルガ故ナリ。

(四) 露西亞ノ要求ハ餘リニ過重ニシテ爲メニ松岡氏ハ露西亞トノ交渉ヲ一
歩モ進辱セシメ得ザリキ。

(五) 合衆國ハ蘇聯邦ニ對シ無關心タリ得ベシ、然シ乍ラ日本トシテハ協調ヲ必
ズグルカ紛糾状態ニ陥ルカノ外ナシ。

(六) 大臣ハ支那ニ於ル戰爭ノ終局ヲ希望シ且ローズヴェルト大統領ハ蔣介石將
軍ガ正義ニシテ光榮アル和平ヲ拒否セバ自今合衆國ノ援助ヲ得ラザルベシ
ト通告スルコトニ依リ終局ヲ招來セシメ得ベシト提議セリ

(七) 大臣ハローズヴェルト大統領及國務長官ガ大臣ヲ信賴セラレンコトヲ希
ムベシ

松岡ハ本職ガ各申條ヲ覽上ガ毎ニ明白ニ之ヲ承認セリ。唯第三項、第八項、
第十項、第十五項ヲ諒上ゲタル時ハ口ヲ決ミ次ノ如ク之ヲ敷衍セリ。即チ

(イ) 第三項ニ於テ松岡氏ハ其ノ所見トシテ日本ハ三國同盟ニ依リ、合衆國カ獨逸ニ宣戰セバ合衆國ト戰爭セザルヲ得ザルベシ、唯日本ハ先ヅ獨逸ト此點ニツキ協議スベシト語リ

(ロ) 第八項ニ於テハ大臣ハ我等三名ハ和平希求ノ意ヲ表明セリト雖モリツベントロツブ及ヒツトラーハ予ヲシテ現在ニ於テハ平和克服ノ可能性無キヲ想ハシメ又ヒツトラーハ英國ヲ征服スルニ非レバ平和無シト屢々強調セル旨語レリ

(ハ) 第十項ニ於テハ同人ハリツベントロツブガ松岡ニ語レル、リツベントロツブノ意見トシテ現下ノ英國ハ開戰當時ヨリ強固ナル防衛態勢ニアル旨附言セリ

(ニ) 第十五項ニ於テハ同人ハ曩ニ同人ガ述べタル所ヲ敷衍シ中日間ノ和平ハ兩國ノ直接交渉ニ依リテノミ望ラサルベク仲介者ノ介在ハ日本朝野ノ容認セザル處ナルベシト語レリ。

スタインハルト